
ふるさと納税による新型コロナウイルス感染防止対策・ 支援に関する事業のための寄附受付の開始について

三次市では、新型コロナウイルス感染防止対策・支援に関する皆様からの温かい寄附を速やかに受け付けるため、ふるさと納税の寄附の使い道として新たな項目を追加しました。

- 1 追加した項目
新型コロナウイルス感染防止対策・支援に関する事業
- 2 寄附の方法
 - (1) インターネット（ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」「ANAのふるさと納税」「楽天ふるさと納税」）による手続き
 - (2) メール，FAX，郵送による手続き
- 3 受付開始日
令和2年5月1日（金）
- 4 その他
 - (1) ふるさと納税の制度上、返礼品の贈呈は三次市外の方のみとなります。
 - (2) 三次市民の方は「ANAのふるさと納税」「楽天ふるさと納税」による寄附手続きはできませんので、「ふるさとチョイス」を選択していただくこととなります。
 - (3) 三次市民の方からの寄附を含め、寄附金は、控除上限額の範囲内で寄附金税額控除の対象となります。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課
定住対策・暮らし支援係(担当/迫田・山元)
電話番号:0824-62-6129 FAX番号:0824-62-6235
E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号